

## 既存の調査結果のレビュー

- ・ コミュニティの捉え方を検討するにあたり、各省庁での検討結果を整理した。
- ・ 実施主体によって検討の目的が異なっているが、ここでは各資料の中から「コミュニティ」の検討部分を中心に抜き出している。

### レビュー対象の計画一覧

タイトル	主体	発行年月
国土形成計画（全国計画）案	国土交通省国土計画局	平成 20 年 2 月
「維持存続が危ぶまれる集落の新たな地域運営と資源活用に関する方策検討調査」報告書	国土交通省国土計画局	平成 20 年 3 月
地方再生戦略（改定版）	首相官邸「地域活性化統合本部会合」	平成 20 年 1 月 改定
コミュニティ研究会 中間とりまとめ	総務省「コミュニティ研究会」	平成 19 年 6 月
時代に対応した新たな過疎対策に向けて（これまでの議論の中間的整理）	総務省「過疎問題懇談会」	平成 20 年 4 月
「農村のソーシャル・キャピタル」～豊かな人間関係の維持・再生に向けて～	農林水産省「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会」	平成 19 年 6 月
「農村振興政策推進の基本方向」中間とりまとめ～集落間連携・都市との協働による自然との共生空間の構築～	農林水産省「農村振興政策推進の基本方向」研究会	平成 19 年 12 月
定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本を～	総務省「定住自立圏構想研究会」	平成 20 年 5 月



タイトル	国土形成計画（全国計画）案
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/soukei/0802toushin/index.html">http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/soukei/0802toushin/index.html</a>
発行主体	国土交通省国土計画局
発行年	平成 20 年 2 月
目的	総合的な国土の形成に関する施策の指針として、21 世紀前半期を展望しつつ、今後概ね 10 ヶ年間における国土の形成に関する基本的な方針や目標、全国的な見地から必要とされる基本的施策を定めるもの。
概要	<p>本計画では、新しい国土像実現のための、「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」、また、これらの戦略的目標を推進するための横断的視点として「新たな公」を基軸とする地域づくり」の 5 つの戦略的目標が定められている。</p> <p>「新たな公」とは、多様な民間主体を地域づくりの担い手と捉え、これら多様な主体の協働によって、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域にその活動を拡げ、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていくという考え方である。</p>
今後の取組・施策	<p>このうち、コミュニティと関連の深い、「新たな公」を基軸とする地域づくり」における今後の取り組みの方向性と例について示す。</p> <p>（「新たな公」の担い手確保と活動環境整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団塊の世代への期待と長期継続のための若年層の参加</li> <li>・ 中間的な支援組織の育成</li> <li>・ 大学等の専門家等地域外の人材活用</li> </ul> <p>（民間主体の発意・活動を重視した地域づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地縁型コミュニティの再生・活性化</li> <li>・ 6 次産業化など地域資源の高付加価値化</li> <li>・ 中山間地域等における新たな協働の仕組み構築支援</li> </ul>

**「新たな公」の概念**

行政だけでなく多様な民間主体を担い手と位置づけ、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や公と私との中間領域で協働

<これから>

**「新たな公」の多面的意義**

- 参加者の自己実現
- 生活の質の向上
- 地域への誇りと愛着の醸成
- 災害対応力の向上
- 地域経済の活性化
- 環境問題への対応
- 新たな雇用の創出
- 行財政の負担軽減効果 等

**【基本的施策】**

**《参加意識の醸成、体験機会の充実》**

- 学校教育や地域活動等を通じた意識啓発
- ボランティア活動等の体験機会の提供
- 住民、NPO、企業等の参加を促す仕掛けのシステムの組み込み

**《参加主体の拡大》**

- イベント形式等参加しやすい仕組みの工夫
- 休暇制度、兼業制度のあり方の検討
- 地縁型コミュニティの再生、活性化
- 中山間地域などでの新たな協働の仕組みの構築

**《活動環境整備》**

- 住民等による資金面での支援を促す仕組みの検討
- 情報の公開・共有、情報通信技術の利用環境整備
- 中間支援組織の育成と組織を担う人材の育成

**《多様な主体による国土基盤マネジメント》**

協働関係の確立

マネジメントの担い手

⇔

国土基盤の管理主体

従来私の領域で公共的価値を含む活動

空き店舗を託児所に活用した中心市街地活性化(高知市)  
写真: 中小企業庁

公と私の中間的な領域を新たに担う活動

NPO等による過疎地有償運送(長野県中川村)  
写真: 中川村

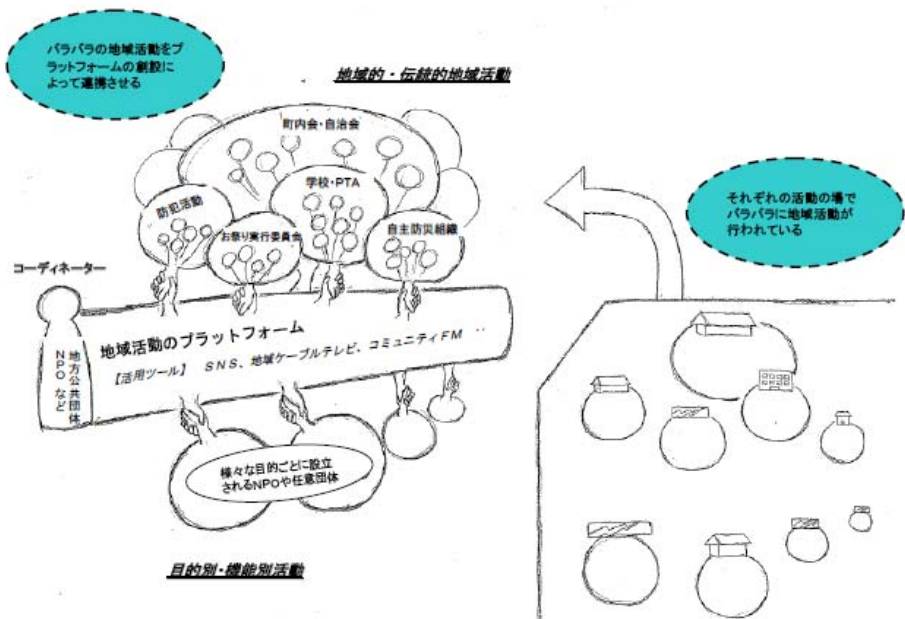
従来公の領域で民間が主体的に担う活動

市民との協働による河川敷の清掃活動(熊本県白川)  
写真: 九州地方整備局



タイトル	地方再生戦略（改定版）
URL	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kaisai/kaigou/dai3/siryuu.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kaisai/kaigou/dai3/siryuu.html</a>
発行主体	首相官邸「地域活性化統合本部会合」
発行年	平成 20 年 1 月改定
目的	首相の指示により、国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略をまとめるもの。
概要	<p>地方再生五原則（「補完性」「自立」「共生」「総合性」「透明性」）により、関係主体の密接な連携の下、総合的な施策の推進を図る。地方再生五原則の下で、政府一体で地方再生の総合的推進を図るとともに、地方都市、農山漁村及び基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を進める。このうち、農山漁村、基礎的条件の厳しい集落の取組の方向性は以下の通りである。</p> <p><b>農山漁村の施策展開の方向性</b>  農山漁村は、引き続き国民の食料の安定供給の確保や様々な多面的機能を果たすことが期待されている。農山漁村における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、農林水産業やその他の地場産業の生産の確保、雇用の確保、定住・交流人口の維持・拡大等を目指す。また、農林水産業の有する食料等の供給の機能はもとより、農業や森林などが有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるようにすることを目指す。</p> <p><b>基礎的条件の厳しい集落の取組の方向性</b>  基礎的条件の厳しい集落については、国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の伝承等の様々な多面的機能を有しているなど、国民生活の面から見ても高い価値を有していることを踏まえ、集落の状況や住民の不安・要望について十分な目配りを行いつつ、集落を活性化し、住民の生活の維持を図ることを目指す。</p>
今後の取組・施策	<p><b>農山漁村の施策</b>  （地域の基盤となる農林水産業等の再生）  （医療、生活交通等の生活者の暮らしの確保）  （地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携）  （次世代の人材の育成を担う地域コミュニティの再生）  雇用改善の動きが弱い地域の地域雇用対策。新たな担い手確保の取組（「人生二毛作」「スローライフ&amp;ジョブ」等）。過疎地域等における学校の統合時に、児童生徒の遠距離通学に対して、通学の手段の配慮。地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実やコミュニティ・リーダーの育成。高齢者を見守るネットワークづくりや次世代を担う人材を地域が育成していける環境づくり。「祭り」「伝統文化」「景観」等の保全・復活、廃校等の地域ストックの有効活用等の取組。</p> <p><b>基礎的条件の厳しい集落の施策</b>  （生活者の暮らしの維持確保）  （担い手による地域の産業の再生）  （域外との交流の維持・促進）  （地域コミュニティの維持・再生）  テレワークの普及の取組。へき地の学校の教育条件の確保。複数集落単位の協力体制の構築、NPOとの協働による支援。官民の多様な主体が連携した「新たな公」の創生を支援。郷土文化を後世に残すデータベース化等、廃校等の地域ストックの有効活用。</p> <p>（離島地域の再生）  課題分野別の基本的施策  「生活者の暮らし」「産業」「交流を通じた地域の発展」という3分野を柱に基本的施策を例示。各施策には「都市」「農村」「集落」「共通」という印が付される。</p>

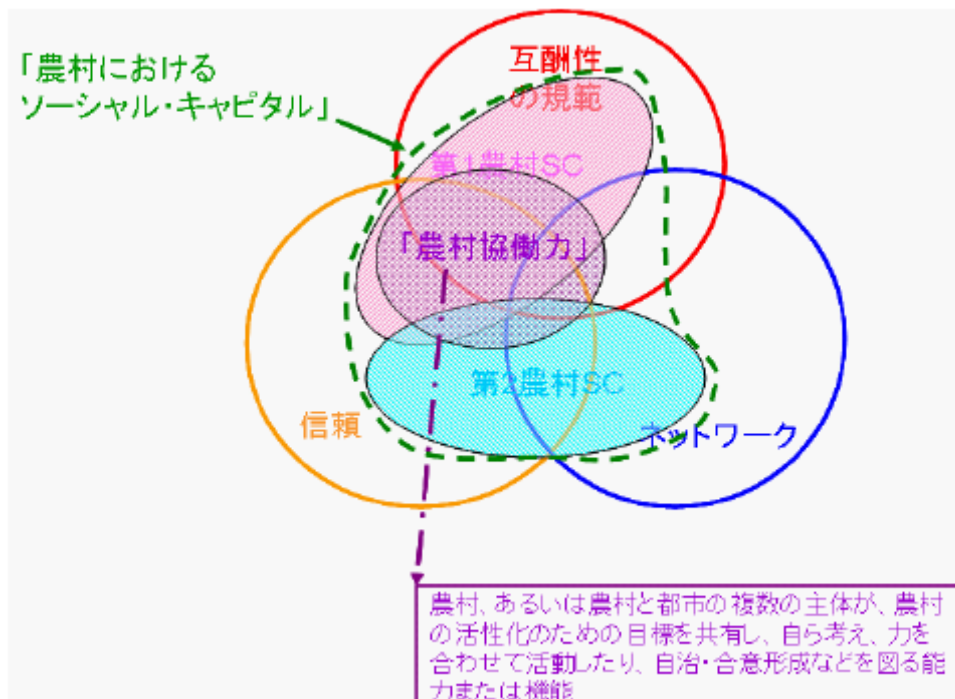
タイトル	コミュニティ研究会 中間とりまとめ
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/community/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/community/index.html</a>
発行主体	総務省「コミュニティ研究会」
発行年	平成 19 年 6 月
目的	今後のコミュニティの果たす役割の重要性を踏まえ、その再生・発展について、「コミュニティ研究会」を発足させ、コミュニティに関する様々な施策を統合する等の観点から検討を行う。
概要	中間取りまとめ。最終的に以下のようなとりまとめがおこなわれる。 地域コミュニティ再生のためにハード面だけではなく、地域の共生の力をマネジメントしその潜在力を引き出し、ソフト面についても議論を行う。 また、町内会等地縁団体と、特定目的のためのNPO等の機能団体との両方を、全体としてうまくコーディネートするためにはどうすればよいか等の観点から検討を行う。また、都市部、農山漁村地域等の現状に応じた検討を行う。
今後の取組・施策	<p>【分野横断的な施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各活動団体が連携する場である「プラットフォーム」の構築</li> <li>2 ICT (Information Communication Technology) の活用</li> <li>3 行政の関与のあり方(自治基本条例やコミュニティ基本条例の制定、行政における町内会等地縁団体担当部署とNPO等による市民活動担当部署の窓口統合、地域担当制、地域コミュニティに関する政策、予算等のデータの整備等)</li> <li>4 専門家の活用・育成等(地域コミュニティのコーディネータ育成、(合意形成)の専門職の認定制度、ICT等のノウハウを有する団塊の世代技術者の地域講習会における活用 等)</li> </ol> <p>【個別分野における施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域コミュニティの教育活動・子育て、2 地域の歴史・文化・景観、まちづくり、3 防犯・防災活動、4 集落のあり方が述べられている。</li> </ol> <p>集落のあり方では、集落を超えた広域コミュニティの構築等の対策が必要である。(具体的施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持が困難な集落と周辺の集落の連携の強化</li> <li>・ 都市からの人材誘致、移住促進の取組の強化</li> <li>・ 集落の再編成等の取組の促進・支援</li> <li>・ 高齢者の集住等(例：コンパクト・シティ)の促進・支援</li> </ul>



タイトル	時代に対応した新たな過疎対策に向けて（これまでの議論の中間的整理）
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon20_01_02_s1.pdf">http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon20_01_02_s1.pdf</a>
発行主体	総務省「過疎問題懇談会」
発行年	平成 20 年 4 月
目的	現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく対策の成果とその評価について及び時代に対応した新たな過疎対策のあり方について検討を行う。
概要	<p>本報告書は議論の中間的整理として出されたものである。</p> <p>これまでの過疎対策により、産業の振興、住民の生活の基盤となる交通通信施設等の整備、生活環境の整備等に一定の成果はあったことを把握しつつ、今後の過疎地域の課題として以下の点が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興と安定的な雇用の増大</li> <li>交通基盤の整備・利活用</li> <li>情報通信基盤の整備・利活用</li> <li>住民の生活の安定と福祉の向上、教育の振興</li> <li>個性豊かな地域社会の形成</li> <li>都市から地方への移住・交流、過疎地域への定住促進</li> <li>集落の維持・活性化対策</li> </ul> <p>また上記を踏まえ、今後の過疎地域・対策のあり方として以下が述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民全体の安心・安全な生活への寄与</li> <li>多様な生活様式・地域文化が息づく場</li> <li>ナショナルミニマムの確保と、地域の自立的発展・活性化の促進</li> </ul>
今後の取組・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 身近な「足」(生活交通)の確保、情報通信基盤の整備・利活用の推進、医師不足対策、集落の維持・活性化対策、U J I ターン対策などの行政課題に対応した財政支援が必要。</li> <li>( 2 ) 従来の財政支援に加え、人材確保・人材育成への支援、成功事例・優良事例など知恵を共有する仕組みが必要。</li> <li>( 3 ) 各府省の横断的な支援が必要。</li> <li>( 4 ) 市町村が地域コミュニティやNPO・企業など多様な主体の力を組み合わせ、連携しながら地域の経営を行っていくことへの支援が求められる。</li> <li>( 5 ) 合併メリットの発揮、新市町村内での格差是正、遊休化した資産の有効活用等。</li> <li>( 6 ) 生活交通の確保、医療の確保、情報通信基盤の整備といった課題については、周辺地域との連携など広域的に取り組むことが重要。</li> </ul>

タイトル	農水省「農村のソーシャル・キャピタル ～豊かな人間関係の維持・再生に向けて～」
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/press/2007/20070629press_9.html">http://www.maff.go.jp/j/press/2007/20070629press_9.html</a>
発行主体	農林水産省農村振興局「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会」
発行年	平成 19 年 6 月
目的	農村におけるソーシャル・キャピタルの捉え方や、政策的意義と国の役割、さらには農業・農村振興における今後の取組の方向について検討を行う。
概要	<p>農業生産における相互補完機能や相互扶助といった農村の社会的特徴（ソーシャル・キャピタル）が衰退あるいは変質し、それがさらに農村の魅力や地域活力の減退を招いているものと考えられる。</p> <p>ソーシャル・キャピタルのうち、農業・農村振興施策を展開していくうえでの対象を「農村、あるいは農村と都市の複数の主体が、農村の活性化のための目標を共有し、自ら考え、力を合わせて活動したり、自治・合意形成などを図る能力または機能」と考え、「農村協働力」と呼ぶ。</p> <p>本調査では、農村におけるソーシャル・キャピタルと思われる要素がどのように扱われ、どのような役割を果たしているかを地域の事例代表者へヒアリングとアンケート調査を実施した。</p>
今後の取組・施策	<p>(1)農村におけるソーシャル・キャピタル分析の継続・深化</p> <p>(2)住民参加型施策の影響分析</p> <p>(3)新たなソーシャル・キャピタル形成のための協働実践モデルの提示</p> <p>(4)農村のソーシャル・キャピタル再生事業</p> <p>(5)ソーシャル・キャピタルの維持・再生のためのガイドライン作成</p>

<図-1 「農村におけるソーシャル・キャピタル」と「農村協働力」のイメージ>

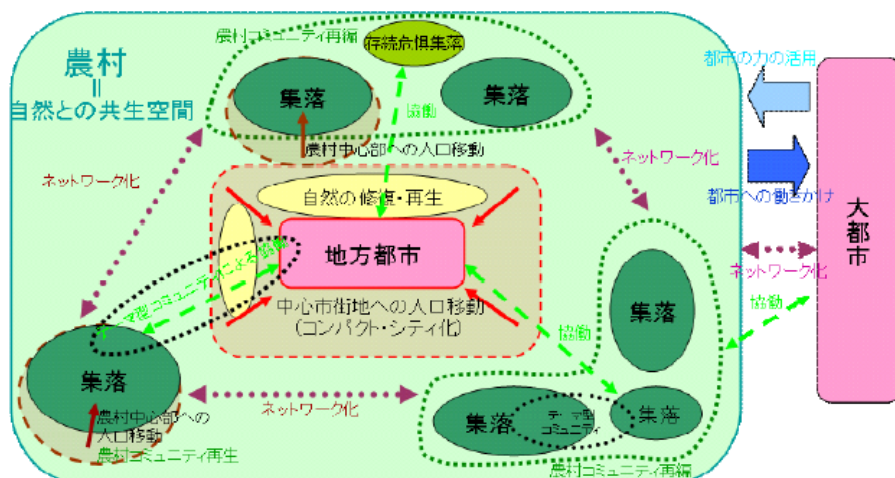




タイトル	農水省「農村振興政策推進の基本方向 ～農村振興政策推進の基本方向～」
URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/study/nousin_kihon/index.html">http://www.maff.go.jp/j/study/nousin_kihon/index.html</a>
発行主体	農林水産省「農村振興政策推進の基本方向」研究会
発行年	平成 19 年 12 月
目的	今後の 5 ～ 10 年を見据えて、農村振興政策を進めていくうえでの理念、方向などの基本的考え方をとりまとめる。
概要	<p>共生・対流を一步進めた都市との協働の姿勢により、より積極的かつ対等な双方向の交流が行われる農村を目指す。</p> <p>農業の振興とともに、都市サービスと自然に恵まれたゆとりある生活の両立を可能とする空間とライフ・スタイルの実現を図る。そのために、集落内の非農家、周辺集落、都市住民等とも連携した新たなコミュニティ形成により、暮らしの利便性・快適性ととも地域資源の保全や新たな価値の創造が適切に図られる農村を目指す。</p> <p>非農家も適切に農業・農村環境とパートナーシップを維持するような社会システムを地域で築き上げる。</p> <p>政策の方向として「集落間連携・都市との協働による自然との共生空間の構築」を提案。これを基本として各地域でそれぞれの条件・特性を踏まえて独自の農村像を描く必要がある。</p>
今後の取組・施策	<p>(1) ソーシャル・キャピタルの再生とヒューマン・キャピタル(人材)の育成 既存の農村コミュニティの機能が低下する中で、非農家・都市住民・企業・NPO等との協働を図るため、農村のソーシャル・キャピタルの再生を図る取組に向けた仕組みやきっかけづくりの促進が必要。</p> <p>(2) 地域資源の保全と有効活用</p> <p>(3) 都市の力の活用</p> <p>(4) 農村環境の保全</p> <p>(5) 特色ある活性化戦略</p> <p>(6) 効率的・効果的な資本投資</p>

### 集落間連携・都市との協働による自然との共生空間の構築

農村コミュニティ再編・再生、都市との協働、ネットワーク化



※自然＝農林業の継続によって維持される二次的自然

※テーマ型コミュニティ＝特定の目的を共有して活動しているコミュニティ

タイトル	定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本を～
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/teizyu/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/teizyu/index.html</a>
発行主体	総務省「定住自立圏構想研究会」
発行年	平成20年5月
目的	人材の確保・育成、地域間交流、医療の確保等により、地域社会を再生し、住民に安心を供給することが喫緊の課題。 このため、都市と地方がともに支え合う「共生」の考え方を具体化し、地方圏の人口流出を食い止めるダム機能の確保を目指して、日常生活に必要な機能を備える圏域のあり方やその実現方策について検討を進める。
概要	すべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難である。一方、市町村合併で中心となり地域を牽引できる都市が各地で形成されつつある。今後はこのような都市への生活機能整備を重点的に行き、中心市と周辺市町村が有機的に連携し、「定住」に必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力ある地域を形成することが重要。圏域は都道府県知事が関係市町村や国と協議の上、設定するという手法によるのではなく、住民の生活実態や地域の将来像等を勘案して、中心市と周辺市町村がそれぞれ協定を結ぶことにより自ら決定することが適当。
取り組み・施策	「集約とネットワーク」の考え方にに基づき3つの視点が定められている。 1) 協定に基づく機能の強化(例: 圏域の病院と診療所の連携・役割分担) 2) 圏域内外の結びつきの強化(例: ICTインフラの整備、交通インフラの整備) 3) 中心市の圏域マネジメント能力の強化(例: 圏域形成に伴う中心市への特例的権限移譲、まちづくりを総合支援できる財政制度の充実、中心市の人材確保・育成)

